

益田委員

私から質疑をさせていただきますが、私は全く角度を変えて、安全防災局の在り方について、そもそも論になって大変恐縮ですが、きちんと1回議論しておいた方がいいと思っておりますので、そういう質問をいたします。したがって、質問しても答えられないものは「答えられない」、把握できていないものは「把握できてない」と答えていただいで結構です。

何故、こうした質問をするのかということ、今日の新聞に、知事部局の総務、企画の再編の話が出ていました。知事も話をしておりましたが、スタッフ機能の改善強化を目指した政策補佐官の配置などについても検討していることが明らかになった。これはもう分かっていたことが、今日、新聞に出ているわけですが、要するに、知事が県の組織再編をしようということが出ているわけです。要は、今までの組織を見直して、お金もかからずに、なおかつより効率的な組織をつくった方が良いと思ひまして、そんなことも想定していたので、そのことに絡めて質問はしませんでした。私の会派の代表質問で災害対策について質問をしました。このときに、安全防災局の在り方について、少々お考えになったらいかがでしょうかと提案をしました。知事は、「応急初動対応時に重要な役割を担うため、保健福祉部及び県土整備部の次長を安全防災局の兼務の次長として任命するなど、安全防災局長の指示が行き届くような体制構築を目指したところがございます。」「災害時の応急活動は各部局が日常の事務遂行上有しているノウハウや関係団体との日ごろの連携と密接に結びついており、すべての災害に関する事務を一元化することは難しいものがございます。」と答弁をしていました。

私は、県民の生命、身体、財産を守るという意味で、非常に重要なセクションだと思っております。組織再編のプライオリティは、秘書官のようなものをつくるのか、つくらないのかというよりも、災害への対応に一番最初に手を付けるべきだとずっと思っております。残念ながら、それが全然話題にならない。本来なら、これは総務企画常任委員会で議論すべきですが、今日は、皆さん方の率直な意見を聞かせてもらいたいので、あえて質問をいたします。

国の「地方公共団体の防災体制のあり方に関する調査検討委員会報告書」には、要するに神奈川県の在り方ですが、それを見ますと、「万一災害等が発生すると、当該地方公共団体の対応状況等について、日本中、場合によっては世界中の人々の耳目が集中し、その対応の一挙手一投足が監視され、対応者の責任が厳しく問われる時代（劇場化の時代）となっている。」とあります。

こういう背景がありながら、よくも知事はこんなのんびりしたことを答えているなど、答弁の調整は皆さん方のどなたかがおやりになったんでしょから、皆さん方の考え方がこの答弁に反映していると私は思っております。

役所の一番いけないところは、地味に変えることはやるが、激変させることを非常に嫌がる。しかし、お金もかからないし、少し人の配置や機構を考えれば済むことを何でやらないのかと疑問に思っています。

災害予防という観点からいいますと、ハード部分というでは、かなり良い線までいっていると思います。お金のかかることは、かなりやっています。問題はソフトです。このソフトというのは、危機管理体制の強化です。これは皆さん方の仕事そのものです。

私は、この防災局をつくれと言った張本人の1人だと思っておりますが、防災局を設置したときの考え方、それから現在の災害業務に関しての安全防災局と他部局の役割分担について、大まかでいいですから話してください。

安全防災総務課長

委員御承知のとおり、平成11年6月に防災局が設置されました。設置したときの考え方でございますが、自然災害、大規模な人的事故災害などに、迅速、的確な対応を図るため、当時の考え方としましては、まず、知事、副知事と直結した組織とすること、災害発生時に他部局に対し指導、調整を行うなど防災全般の総合調整機能を発揮できる組織とすること、そして、災害対策専門スタッフを備えた独立した組織とすることでありました。そこで、それまでは環境部にあった防災消防課、地震対策課、工業保安課を再編し、独立した防災局を設置いたしました。

他部局との役割分担でございますが、現在、安全防災局は、平常時には、災害時の応急活動対策や災害への事前対策を定めた地域防災計画など、全庁横断的な業務を担当しております。災害発生時には、災害対策本部の立ち上げなど初動体制の確立、市町村災害対策本部との調整、あるいは他県、自衛隊への応援要請などといった広域的な調整業務を担当しております。

また、市町村からの災害情報の収集、各機関への伝達など災害情報の受伝達業務などを担当してございます。

一方、他部局でございますが、保健福祉部であれば、医療救護が専門の分野でございますので、医療救護面での災害に備えた事前対策の整備を、また災害発生時には、医療救護本部を立ち上げ、あるいは医療救護活動の実施など所管している業務を行い、また県土整備部であれば、災害に強いまちづくり、道路、橋りょうの安全対策の促進などの事前対策を、また災害発生時には、道路などの応急復旧業務などを行います。

このように、それぞれが通常、所管している業務における災害対策を行うという役割分担になってございます。

益田委員

聞いても、抽象的なことしか答えが返ってこないのは分かっていますが、議事録に残しておくという意味で是非答えてほしいが、災害時以外の危機管理体制は県全体でどうなっているのか聞いておきます。

安全防災総務課長

災害時に関しましては、自然災害には、先ほど答弁申し上げましたように、県全体の役割分担がありますが、それ以外の事象といたしますか、米国やイギリスなどの海外における同時多発テロや、BSE問題など、従来の自然災害以外の事故や、事件、事象が発生するようになりました。これら従来にはない危機事象に対して、どのように対処していくのかということでございますが、県では、従来までは、新たな事象が起きたときに個別に連絡調整会議を開催して対応してききましたが、自然災害以外の危機管理全体への

対処を強化すべきであろうということで、平成16年2月に、神奈川県危機管理対処方針を策定いたしました。

この対処方針は、災害対策基本法、石油コンビナート等災害防止法など既存の法律にあるものは、その法律に添って対処し、それ以外の事象の中で、県民等の生命、身体、財産に重大な被害、影響を及ぼす、あるいは及ぼすおそれのある事象を対象として、これらの事象が発生した場合の危機対処体制の基本的な考え方を定めたものでございます。

その中では、災害時以外の県の危機管理体制としては、危機事象が発生した場合、まず安全防災局が事務局となり初動対応を行うこととしております。

一方、所管部局が明確な場合は、当該所管部局が中心になって対処し、安全防災局は必要に応じて調整や協力をしていくこととなります。

それから、所管部局がある程度はつきりしていても、複数にまたがる場合や、全庁的な対応が必要な場合には、安全防災局を事務局とする全庁体制で対処することとしております。

益田委員

今の答弁で思うことは、要するに事務局が、災害が起きなかったときは、横の連絡調整をうまく取って方針をつくった。要は、機能的にどう対応できるかが非常に重要であって、そういった意味で言うと、テロや、もっと言えば戦争そのものの問題も入ってくるわけですが、それも安全防災局で全部対応することになるのでしょうか。ところがそんな権限はないわけです。

事務方の調整だけで事が済むという発想自体が、県民の生命や財産を守るというのには、あまりにも危機意識というか、現状の臨場感といったものが非常に足りないような気がする。

それで、防災局から安全防災局になった。あえて「安全」を付けたのだが、防災というのは分かります。防災はどちらかというを守りです。安全というのは、どちらかという予防だとか、攻めと思いますが、そもそも安全というものの守備範囲を教えてください。

安全防災総務課長

どこまで安全かということは、非常に幅広い概念になるかと思いますが、一般的に安全といいますと、例えば、食の安全、安全なまちづくりなど、いろいろな安全ということはあるわけですが、そういう中で、例えば食の安全であれば保健福祉部、安全な農作物であれば環境農政部、子供の安全であれば教育委員会になろうかと思えます。こういった幅広い安全の中で、安全防災局の安全の守備範囲はどこまでかということですが、私どもの方で理解している限りでは、一つには、平成17年4月に安全防災局が発足した経緯を申し上げますと、県民部の安全・安心まちづくり部門である安全・安心まちづくり推進課と交通安全対策課を防災局に統合して、安全防災局といたしました。この安全・安心まちづくり部門を所管事務としたことと思えます。

2点目といたしましては、従来の防災部門も、災害対策や、消防、高圧ガス等の保安といった事項を所管事項としておりまして、これらの事項も当然、防災であると同時に、安全に強くかかわっていますので、これらの施策の部分と、先ほどの県民の安全・安心

部門を総合的に確保していくという意味での安全であろうかと思っております。

それから、3点目は、先ほど申し上げました危機管理対処方針の中にもありますが、県民に重大な影響を及ぼすような事態が発生した場合ということで、従来の災害以外の県民に重大な影響を及ぼすような事象についての県民の安全、そういった場合の全庁にまたがる安全があらうかと思っております。

主にこの3点が安全防災局の安全の守備の範囲ではないかなと考えております。

益田委員

「ではないかな」というその言葉がすべてを象徴している。私の考えでは、安全防災局は、もう少し権限を持って、きちんと各部局と渡り合わない、なかなか思うようにいかないと言いたいのです。

災害にはどのようなものがあるのかというと、例えば、地震災害、風水害、航空事故、海上事故、鉄道事故、道路事故、危険物の事故、大規模火災、原子力災害、武力攻撃災害、大規模のテロ、これらは安全防災局の担当でしょう。それから、暴動、凶悪連続犯罪、その他重大事件は警察が担当となるのでしょうか。また、健康危機の問題があるが、重大な感染症、飲料水の汚染などは保健福祉部などが対応し、重大な家畜伝染病、鳥インフルエンザ、BSEも危機管理の中では、そちらの部でしょう。その他いろいろありますが、分けられないものが一杯あるわけです。

これから地震を想定した質問しますが、地震はある日突然来ると先ほど話があったが、本当にそのとおりであります。先日、神奈川県内で地震がありましたが、地震災害が、県内、近県、遠い地域で起きた場合のいろいろな対応の仕方は決めてあるのか説明してください。

災害消防課長

本県あるいは他都道府県で災害が起きた場合の応援に関する協定でございますが、一番大きな単位といたしましては、全国知事会で結んでおります相互応援協定がございます。この協定は、全国どこの都道府県であっても可能な限り応援をするという形になっております。

その次に小さい単位といたしましては、全国知事会の関東地方知事会、いわゆる関東ブロック1都9県でございます。関東地域と山梨県、静岡県、長野県の10都県で相互応援協定を締結しており、この地域内で相互応援を行うものでございます。

一番小さな広域応援の協定としては、8都県市で、東京都、千葉県、埼玉県、本県の都県と政令指定市で相互応援協定を締結しておりまして、相互に応援をするということになっております。

益田委員

新潟県中越沖地震に対する本県の対応については資料をいただきました。これには支援状況等も書いてありますが、支援だからこのようなものでいいのかなというスピード感ですが、知事、副知事、部局長の政策会議を開催し、本県の対応状況を把握して、また一方で危機管理連絡調整会議を開催し、いろいろなことを応援している。

それで、応援にかかわった部局は8部局ありました。中には、実にきめ細かい応援であるが、高等職業技術校入校生等に対する支援というところまでもあって、大変なこと

だと思えます。

大体、関与してくる部局は、このようなところであるのか。

災害消防課長

応援する場合、被災県が緊急に必要なあるとして要請するわけですので、本県で被災した場合でも、ほぼ同様に必要性があると考えております。個々に出てくる部局につきましては、本県が被災した場合についても、緊急性かつ重要性が高い部局であると考えております。

また、一般的に申し上げますと、安全防災局はもちろんでございますが、インフラ関係の県土整備部、あるいは医療・福祉関係の保健福祉部、避難所等の教育委員会等などが、数ある部局の中でも、比較的重要な部局であると考えております。

益田委員

神奈川県が直接手を出せない消防がある。消防は、市町村が、東京都の場合は別ですが、その事業を持っていることで、消防組織法によって県は関与できないということですが、その認識は間違いありませんか。

災害消防課長

消防組織法第36条に市町村消防の独立という条文がございます、「市町村の消防は、都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない」とされ、一般論として規定されてございます。例外がございます、「都道府県知事は、非常事態の場合において、消防長に必要な指示をすることができる」ただし「この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない」と例外規定がございます。

益田委員

日常的には、消防は、ある意味で神奈川県のパトロールから外れているわけです。ところが、一朝事が起きたときには、消防は大変な力を発揮する。新潟県中越地震も、中越沖地震も、一番最初に行ったのは川崎市の消防のヘリコプターだったわけです。これは法律の壁があるわけでしょう。例えば、今回のこの応援については、安全防災局が各消防に応援をお願いしたようです。消防との日常的な連携については、皆さん方、恐らく何箇月に何回も会議をしていますと答えると思うが、そんなことで本当に大丈夫なわけでしょうか。今の話では、法律ではできませんということです。そういう、ある意味では皆さん方は壁がありながら運営しているわけです。極めてやりにくい体制の中でやっているわけでしょう。

災害対策本部をつくるという話になっても、知事が出てこなければ話にならない。だから知事公舎の話でも、ヘリコプターの問題になりましたが、私があるところでヘリコプター基地があるような知事公舎を造れと言ったら、ヘリコプターの操縦者も、そこにずっと寝泊まりしなければなりませんと言われたが、そんなこと分かって言っているのです。

要するに、そういうことで避けてしまうのです。災害はそのようなものではないと私は思うのです。

そこで、先ほど長田委員が質問しておりましたが、先日の県西部の地震のときに、何

人が県庁に集まったかという質問に91人が集まったとのこと。一生懸命来てくれた人たちは大したものだと思うが、先ほど言ったいろいろな部局の応援が必要なわけです。災害が県内で起こったとき、指示を出せる人が来てくれなければ困るわけです。権限のない人が来ても、それは即戦力にならないと思います。そうすると、抜本的に危機管理をやり直さなければ駄目でしょう。この話は総務部人事課の話になるが、危機管理に関する課長たちは、なるべくこの近辺に住んでいて、すぐ来れる人から人事をやってもらいたいと思っている。例えば、小田原から歩いて来たら24時間もかかるのです。

これは分からないと思うが、一応聞いておきます。自分の課にきちんと指示を出せる人は何人来たか、把握できていたら教えてください。

災害消防課長

正確には把握しておりませんが、数名はいると思います。

益田委員

来た人たちのことを言うつもりはないが、それだけの仕事ができる人に来てもらいたい。先日の地震は、たまたま小田原と箱根だけ揺れが大きく、寝ていて分からなかったという人もいましたが、これは仕方ないことだと思います。しかし、大きな地震があったらどうするのか。神奈川県の場合は、課長が権限を持っているでしょう。局長や副局長は、どっちかと言ったら、調整係です。調整係はいなければ困りますが、実戦部隊は課長である。その課長が地震のときに来れないようで、どうするのか。神奈川県危機管理は、その辺から抜本的にやらなければならない問題だと思っているのです。これは人事課での話になるから、これで終わらせますが、そこで災害に対して直接、仕事ができる人たちがそろえるのは、災害が起きてから何時間後ぐらいが理想でしょうか。

災害消防課長

所属長という意味では、ベストといたしましては、おおむね1時間程度で参集していただければ大変結構だと考えております。

益田委員

火事が起きたり、家が倒壊したり、大変な事態が起きることは、常に想定していなければならない。知事が来なければ下も動かない。事務局としては局長が行うような仕組みになっていると思うが、本当にこのようなことで良いのであろうかと思っているわけです。

兵庫県には防災監という役職があります。調べてみたら、名前は違うが、多くの都道府県に防災監が設置されている。神奈川県の場合は、安全防災局長がそれに当たるということです。ところが、今までの部局改編の中では、横並びの組織であって、例えば、保健福祉部や企業庁に協力を願うなどのお願いはできるが、命令系統はできていないから、指示命令する場合は、必ず知事を経由しなければならない。今の仕組みでは、そういう解釈でいいですか。

安全防災総務課長

委員お話しのとおり、現在の神奈川県設置条例などからは、安全防災局長の職務は、上司の命を受け、部の事務を総務し所属職員を指揮監督するという仕組みでございますので、他部局への指示は副知事から行うという形になります。

益田委員

率直に言ってほしいが、先日のような地震より大きいものが起きたとき、今の話にあったような横並びでのお願い、副知事からの指示、そうした全庁横断的に調整をするということだけで、緊急対応できると思っているか伺います。

安全防災局副局長

委員お話し of 災害対策本部を設置するような状況の災害が起きた場合、本部長が知事、第二次順位は副知事、安全防災局長となっております。現状では、災害対策本部が設置されるような状況の場合には、知事が一番早く来られるような状況になっています。したがって、現在の体制としては、災害対策本部を設置する上では、特段支障がなく活動できると思えますが、ただその場合に動く職員がどの程度集まるかにつきましては、今回の10月1日の地震5強で、安全防災局は全員参集という形でも5割しかそろわなかったという意味では、この近傍にいる者が県庁に参集するという体制は、今後もう少し力を入れて強化していかなければいけないと考えてございます。

益田委員

兵庫県では平成7年に阪神・淡路大震災があつて、私も1週間後に行つて、知事や神戸市長に会つた。防災監は、その苦しみの中からつくり上げた組織であると思う。学んだ方がよいところがたくさんあると思つています。兵庫県は危機管理基本指針を策定して、鳥インフルエンザやBSEに至るまで、防災監という役職が、副知事クラスか分からないが、すべてを統括できるような仕組みで日常的に取り組んでいます。

皆さんは、何かを始めるにしても、初動対応のチームを育て上げておかなければならない。そして、県の対策会議を行い、次には、県の対策本部をつくります。その後各部署の対策本部をつくるということでしょう。

兵庫県には防災に関する防災企画局があります。皆さん方はいろいろなことをしているが、全庁にわたる企画のようなものが、今の安全防災局の中にもないと、そうした調整は非常に難しいのではないかと。調整に行つても、同じ横並びの局が「何しに来たの」みたいな感じになるわけです。私は防災監を置いて、そういう体制をつくるということが最終ゴールだと思つているから、それは総務部などいろいろなやるが、調整するための企画部門みたいなものも、私はつくつた方がよいと思うが、いかがでしょうか。

安全防災局長

今年に入り、能登半島、新潟県中越沖地震が、また先日、本県でも地震があり、我々としても、危機管理、危機意識をより一層強化しなくてはならないと感じているところでございます。

兵庫県の体制では、防災監が設置されているということですが、委員お話しのとおり、阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、対応をどうしたらよいのかということでも生まれた体制と思つております。

企画部門が必要だという部分も、兵庫県は、防災企画局と災害対策局の2部局で動かしているといった体制は承知してございますが、この辺のところについて、再度研究しまして、どのような形がよいのか検証をしていきたいと思つております。

委員のお話にありましたが、来年度の再編が予定されている中で、どういった形が良

いのか、私もお話しできるような立場ではございませんが、現在、総務部とも職の設置、業務の在り方、それと合わせまして、10月1日の地震の発生の初動体制の状況を見ますと、これで良いのかということについては、考えさせていただくというところでございます。

併せまして、そういった他県の状況、横浜また東京のことも十分研究しながら、迅速かつ効果的な体制づくりが、こういった形が良いのかを研究し、総務部と調整してまいりたいと考えております。

益田委員

今、かなり突っ込んだ答弁をしてくれましたと思います。私は、お金をかけて何かするとか、そういう役職をつくって給料も上がって県庁の人件費が上がるということなら問題があるが、そうではなくて仕組みを変えるということで、例えば消防との連携にも法的な壁があるが、そうしたことを乗り越えて常に検討できるようなことを提案しているわけであります。しかも皆さん方も、はっきりは言わないが、隔靴そうようで、今の立場では、なかなか難しいということもあるでしょうし、役人の中には、先輩後輩があるから、他部局に先輩がいたら頼みにくいといったことも、人間の組織だからあるわけです。そういうことを取り払って、災害に対する体制を神奈川県としてつくってもらいたいなと思っているのです。

私は、兵庫県の防災監制度は本当にすごいと思っているのです。この防災監は、ふだんは県庁近くの待機宿舎で生活して、滅多に帰らないと書いてある。徒歩で県庁に来れる範囲内にいるのが原則で、24時間休みなく県民の安全に目を光らせると書いてあります。このくらいの体制をとらなくてはならないと思う。伊勢町公舎に当番で待機するのも本当に大変だが、特に箱根で地震が起こったのだから、もっと基本的な危機に対して、もう1回考えてもらいたい。

今日は、特に一つの結論を欲しいと思ったわけではないのであって、県庁全体の組織再編は大変な力技になるが、そのことによって、逆に、皆さん方の仕事がやりやすくなるということも重要な要素だと思って聞きました。以上で私の質疑は終わります。

委 員 長

署名委員

署名委員